

育児に関する特別休暇



もうすぐ子どもが生まれるので、休暇を取得したいのですが…
どんな休暇がありますか？



取得したい期間によりますが、下のフローチャートを
参考にしてください！

2週間以上休暇を希望しますか？

YES

出生時育児休業

- ・ 4週間（28日）取得可能
- ・ 2回に分割して取得可能
- ・ 育児休業とは別に取得可能

育児休業

- ・ 3歳まで3回申出可能
（非常勤職員等は2歳まで）

NO

妻（配偶者）が出産のために入院する日から出産後2週間以内に休暇を取得しますか？

YES

配偶者出産休暇：2日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時



NO

妻（配偶者）の出産予定日の8週間前から産後8週間以内に取得を希望しますか？

YES

育児参加休暇：5日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時



NO

子どもが3歳未満ですか？

YES

子の養育休暇：5日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時



NO

義務教育終了前の子がおり、学校等の行事がありますか？

YES

行事参加休暇：3日（1人につき）

入学園式・卒業園式・運動会・懇談会
授業保育参観・学芸会など



NO

子、配偶者、父母等同居の親族が負傷又は疾病により看護が必要ですか？

YES

看護等休暇：7日

（中学校就学の始期までの子が2人以上いるならば10日）
家族の看護が必要時や子の学級閉鎖、
入学園式・卒業園式など



NO

年次休暇を取得しましょう！

育児短時間勤務

子が小学校入学前まで、
勤務時間を変更することが
できる

育児時間

子が小学校3年の終期を
経過するまで、勤務時間を
短縮することができる

● 特別休暇に関する問い合わせ先等

● 以下のサイトもご活用ください。

男女共同参画委員会・人事労務課

ワークライフバランス支援サイト

Tel: 0566-26-2123
Mail: sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

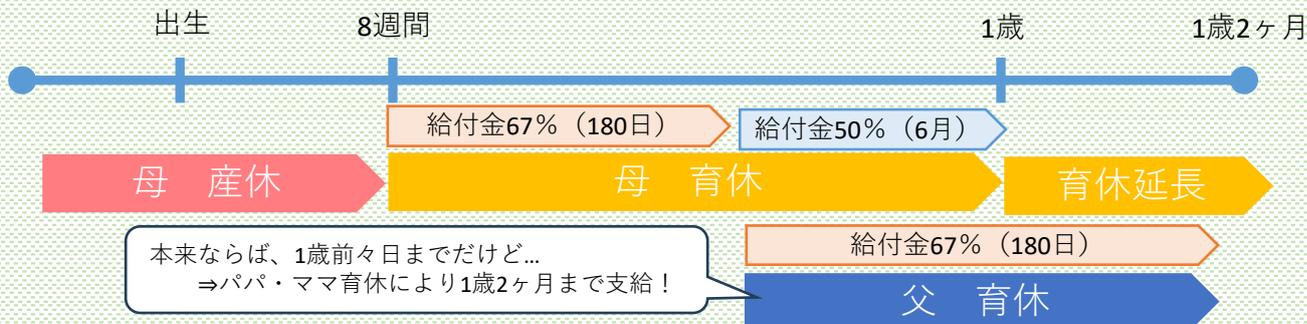
URL: <https://www.aichi-edu.ac.jp/sankaku/>



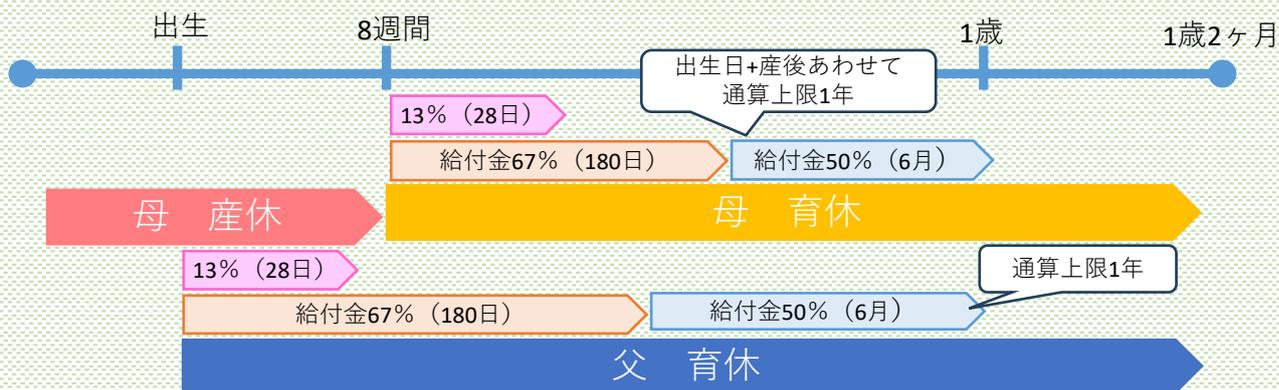
パパ・ママ育休で育児休業を取得してみよう

育児休業手当金は通常1歳前々日までですが、以下の要件を満たし、父母ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月前々日まで支給されます。

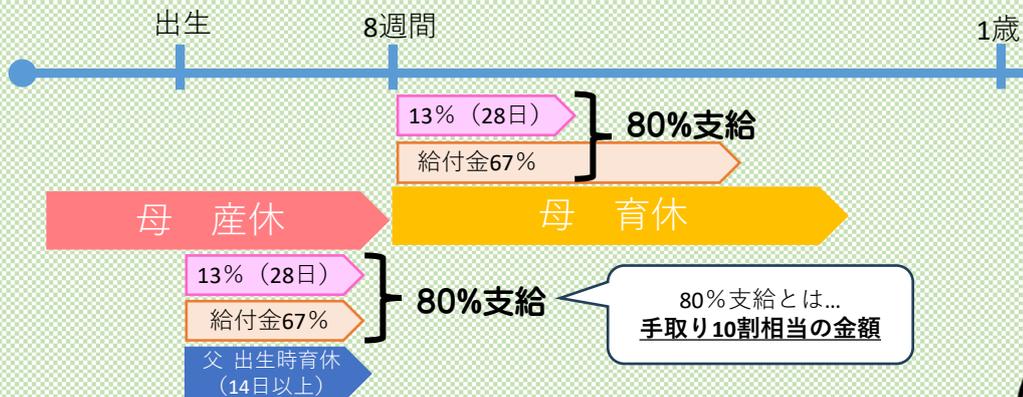
- ① 配偶者が子が1歳の前日までに育児休業を取得していること
- ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること



こちらの場合は、パパ・ママ育休取得しても（1歳2ヶ月）まで支給されません



長期の育児休業は取れないけど、短期間でもいいから育児休業を取りたい！でも収入は減らしたくない...



男性が出生後8週間以内に14日以上育児休業を取得した場合、「出生後休業支援給付金」が支給されますよ！育児休業手当金と合わせると、職場の給与（手取り）とほぼ同じ金額になります！配偶者（女性）が専業主婦の場合も適用されます。

